

技術上の基準に対応する事項：特定高圧ガス消費

特定高圧ガスの種類：					
規 則		項 目	対 応 事 項	該 当 の 有 無	資 料 名 資 料 番 号 (図面番号)
一 般 55条	液 石 53条				
第1項 消費施設の位置、構造及び設備の技術上の基準					
1号	1号	境界線・警戒標（事業所）			
2号	2号	設備距離 （特殊高圧ガス：3ト未満 液化塩素：1ト以上3ト未満）	第1種設備距離＝_____m （第1種保安物件（_____）までの距離：_____m） 第2種設備距離＝_____m （第2種保安物件（_____）までの距離：_____m）		
3号	3号	火気取扱施設との距離 （特殊高圧ガスの貯蔵設備等）	8m以上（_____までの距離：_____m） 流動防止措置等：_____		
4号	4号	消費設備を設置する室の滞留し ない構造（可燃性ガス）			
9号		排気ダクトの系統 （特殊高圧ガス）			
10号		気密な構造（特殊高圧ガスの消 費設備、除害設備、排気ダクト）			
11号		生成物がたい積しにくい構造 （ジシラン、ホスフィン、モノ シランの排気ダクト）			
12号		消費設備を設置する室の容易に 避難できる構造（特殊高圧ガス）			
7号	6号	耐圧・気密試験（貯蔵設備等）	機器等一覧表のとおり。		
8号	9号	十分な強度（貯蔵設備等）	強度計算書のとおり。		
5号	7号	消費設備の材料			
6号	8号	消費設備の基礎			
13号	11号	圧力計、安全装置（貯蔵設備 等）	圧力計一覧表、安全弁・破裂板・逃し弁一覧表のとおり。		
14号		安全弁等放出管開口部の位置			
15号		逆流防止装置（特殊高圧ガス、 液化アンモニア、液化塩素の減 圧設備と反応設備の間の配管）			

規 則		項 目	対 応 事 項	該 当 の 有 無	資 料 名 資 料 番 号 (図面番号)
一 般 5 5 条	液 石 5 3 条				
16号	10号	負圧防止措置（可燃性ガス低温貯槽）			
17号		不活性ガスで置換できる構造等（特殊高圧ガスの消費設備）			
18号		速やかに遮断する措置（特殊高圧ガスの消費設備）			
19号		排気ダクトの異状を発見する措置（特殊高圧ガスの消費設備）			
20号		停電等に対する措置（特殊高圧ガスの自動制御装置、保安の確保に必要な設備）			
21号		排出ガスの除害設備による除害（特殊高圧ガスの消費設備）			
22号		除害措置（特殊高圧ガス、液化アンモニア、液化塩素の消費設備）			
23号		配管等の接合方法（特殊高圧ガス、液化アンモニア、液化塩素の消費設備）			
24号		配管の二重管等（特殊高圧ガス、液化アンモニア、液化塩素の消費設備）			
25号	12号	静電気除去措置（可燃性ガスの消費設備）			
26号	5 号	ガス漏えい検知警報設備（消費施設）			
27号	13号	防消火設備（消費施設（液化塩素を除く。））			
28号		通報のための措置（特殊高圧ガスの事業所）			
29号	14号	バルブ等の操作に係る措置			
30号	15号	貯槽の沈下状況測定措置			

規 則		項 目	対 応 事 項	該 当 の 有 無	資 料 名 資 料 番 号 (図面番号)
一 般 55条	液 石 53条				
第2項 消費方法の技術上の基準					
1号	1号	貯蔵設備等周囲5メートル以内の火 気等の禁止			
2号		石油類等の可燃性物の除去 (液化酸素)			
3号	2号	消費設備の点検・異常確認時の 措置			
4号		容器接続・取り外し時の消費設 備内の不活性ガス置換等(特殊 高压ガス)			
5号	3号	消費設備の修理又は清掃等			
イ	イ	・作業計画、作業責任者			
ロ	ロ	・消費設備の修理時の危険防止 措置(可燃性、毒性、酸素)			
ハ	ハ	・消費設備開放時の危険防止措 置			
ニ	ニ	・漏えい防止措置			
ホ	ホ	・消費設備の作動確認			
6号	4号	バルブに過大な力を加えない措 置			